

窓口負担が2割の方への配慮措置

窓口負担割合が2割の方は、令和7年9月30日まで、1か月の“**外来受診**”の自己負担額を**1割負担+3,000円まで**に抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外）。

同一の医療機関を受診された場合

医療機関の窓口で、1か月の自己負担額が1割負担+3,000円までに収まるよう調整されます。

【例】

窓口負担1割の自己負担額①	4,000円
窓口負担2割の自己負担額②	8,000円
自己負担の増加額③ (②-①)	4,000円
配慮措置による上限額④	3,000円
自己負担額 (①+④)	7,000円

1か月の自己負担額が**1割負担+3,000円まで**に調整されます。

複数の医療機関を受診された場合

各々の医療機関の窓口にて、1か月の自己負担額が1割負担+3,000円までに収まるよう調整された金額をお支払いされた後に、1か月の自己負担増加額の合計が1割負担+3,000円を超えた場合は、**超過した額を後日、高額療養費として、指定された口座へ払い戻します。**

【例】

A病院の自己負担増加額①	1,800円
B病院の自己負担増加額②	2,000円
自己負担増加額の合計③ (①+②)	3,800円
配慮措置による上限額④	3,000円
払い戻し額 (③-④)	800円

1か月の自己負担額の合計が1割負担+3,000円を超過した額を後日、払い戻します。

★1か月の医療機関窓口での自己負担額は、配慮措置適用後の金額と、高額療養費の自己負担限度額のいずれか低い方となります（P21参照）